

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p><u>(動物 PCR 検査料)</u></p> <p><u>第16条の4 外部の診療機関等から、SARS-CoV-2にかかる動物のPCR検査の依頼があった場合の検査料の額は、PCR検査1回につき、10,000円とする。</u></p>	<p>感染症センターにおいて、新たに犬猫等の新型コロナウイルス PCR 検査を実施することになったことに伴い、検査料の設定を行うため。</p>

附 則 (令和3年7月19日規程第38号規程)  
 この規程は、令和3年7月19日から施行する。